

育休について

Q & A

Q

そもそも育休（育児休業）とは？

育休（育児休業）とは、子どもが1歳になるまで会社を休める国の制度です。男女関係なく取得することができます。

Q

育休は誰でもとれる？

育休は正社員であれば取ることができます。（男女問わず）
パートさん（有期雇用）の場合は「同じ会社で1年以上働いている」かつ「子どもが1歳6ヶ月になる日まで雇用契約がなくなることが明らかでない」という条件を満たしていれば取得可能です。

Q

育休がとれる期間は？

育休を取得できる期間は原則1年です。
男性の場合子供の誕生日から1歳の誕生日の前日までです。
女性は産前産後休業があるため育休開始時期が少しずれます。

Q

育休中の給料や手当は？

育休中は会社から貰える給料は基本的にゼロです。
ただ、育児休業給付金を受給できます。育児休業給付金で貰える額は6ヶ月までは給料（額面）の67%、それ以降は50%です。
社会保険料の免除制度もあります。

男性が育児休業を取るための手続きは？



1

奥さんの妊娠と育休取得の報告（5～6ヶ月前）

報告のタイミングに関しては安定期（※）に入ってからで問題ありません。※安定期は一般的に妊娠5ヶ月（16週目）からをいいます。

2

育休届の提出（1ヶ月前まで）

上司にも相談し、担当部署にも報告したら、1ヶ月前までに育休届を提出します。会社の様式または厚生労働省の様式を使用してください。

3

育児休業対象児出生届の提出（産後2週間以内）

子どもが産まれたら、「育児休業対象時出生届」を提出します。

4

産後パパ育休取得申請書の提出（取得の2週間前までに）

出生後8週間以内に、4週間まで産後パパ育休が取得できます。分割して2回まで取得できます。

5

育児休業給付金支給申請書の提出（産後4ヶ月ごろ）

育児休業給付金の申請は基本的に会社が進めてくれます。会社が準備したら、説明をきいて署名をして、申請となります。

6

育児休業給付金支給申請書の提出（その後2ヶ月ごと）

育児休業給付金を受け取るため、2ヶ月ごとに「育児休業給付金支給申請書」の提出が必要です。基本的には2ヶ月ごとに会社が準備して郵送してくれます。

7

育児休業申込書（延長）の提出（産後1年、1年半ごろ）

保育園に入所できない場合など、育児休業の延長が可能です。育児休業を延長する場合は「育児休業申込書（延長）」の提出が必要です。

出産・育児を経験した女性社員に聞きました



男性の育児への取り組みについて

男性の育休は必要ですか？夫は育休を取得しましたか？

- 60%の方が必要と答え、取得したのは20%でした。
- 不要と答えた方の中には、育休を取らなくても早めの帰宅や有給等で対応できたという回答もありました。

男性にしてほしい育児はありますか？

- おむつ交換、入浴、子供と遊ぶ等
- 授乳など、男性には不可能なこと以外はすべて分担したいという意見もありました。

夫に知っておいてほしい（ほしかった）ことは？

- 入浴介助の方法やオムツ交換の仕方等基本的なお世話
- 赤ちゃんに危険とされているもの
- 母親が常に寝不足なこと。自分も親だということ。

これから子育てをする方に向けてメッセージ

- 困りごととは言わないと伝わらないから伝えるの大事！
- 大変ですが、学びもあり日々成長を実感できますよ
- あっという間に大きくなるので子育て楽しんで！